12月1日から明年1月31日まで

水道　給水普及推進月間の実施

期間中新規1000戸目標

市では水道の建設工事が殆んど完了したので、本年十二月一日から明年一月三十一日迄を給水普及推進月間として期間中新規一〇〇〇戸の給水普及をはかることになりました。そしてこの期間中給水装置を完了した方には次の特典を与えることにしています。都市的な文化生活を営むために不可欠な水道の給水は是非この期間中に装置されることをおすすめいたします。

▽特賞一〇本＝給水工事費中市の工事費用を無料とする（五〇〇〇円以内）

▽一等二〇本＝給水工事費中市の工事費用二五〇〇円を割引きする

▽二等三〇本＝水道使用料を六ケ月間無料とする

▽三等四〇本＝同四ケ月間無料とする

▽四等一〇〇本＝同三ケ月間無料とする

▽等外残り全部＝同一ケ月間無料とする

（以上は目標一〇〇〇戸を達成した場合の百戸一組とした十組分）

期間中給水普及のため市内協力員、婦人会、市職員が個別に世帯訪問を行いますから、水道のことなら、何んなりと御相談下され、この月間の目的が良好な成果でもつて達せられるよう格段の御協力をお願いします

なお給水希望の場合「給水申込」は普及に廻られた協力員や婦人会、市職員がその場で書いてくれることになつていますが御参考に「給水申込から、水の出るまで」を御覧下さい。

給水申込から水の出るまで

申込の手続

一、給水装置工事の申込書を市長宛提出（申込用紙は常時水道課または指定水道工事店にあります）

二、水道工事の申込は原則として家屋の所有者、またはその承認を得た居住者

三、申込書が市に届くと市の係員又は工事店が設計に参上します。

四、給水工事は道路部分（屋外工事）は市水道課で、屋内配管工事については指定工事店がそれぞれ行います

五、工事費の払込

工事費の払込方法には一時払、三回払、六回払、十回払、二十回払の方法があります

1 一時払の方には市の設計手数料全額と、市施工分の労力費の半分が割引きされます。

2 分割払の方にも、その回数に応じ、それぞれ割引方法がありますが、十回以上の払込にはありません。

3 一時払と分割払の第一回目は市金庫へ払込みます。二回目からは毎月水道課の係員が集金に廻ります。

六、給水工事完了と同時に「給水開始届」を水道課へ（用紙は水道課に用意）

七、工事費の完納までは、装置の所有権は市が保留、管理は利用者の責任で行うことになります。

八、工事費、本管より十五米位い離れたところでは凡そ一万円以内でできます。

工業統計調査および中小企業総合基本調査の実施

工業調査は、わが国工業の実態を把握することによつて通商産業行政の基礎資料として役立たしめるため例年十二月三十一日現在で全国一斉に行われる通産業省所管の指定統計であります。

尚今年は本調査と同時期において、わが国はじめての中小企業総合基本調査も行われることになりました。この調査は、わが国経済の中で極めて比重の高い中小企業（今回は製造業のみ）について、その特性を内外から把握し、経営の合理化、近代化のための参考資料として利用されるものであり、工業統計調査の調査対象工場の七分の一の抽出（当市では四九）によつて行われるものであります。従つて工業調査と中小企業調査の両方調査される工場と工業調査のみ行われる工場とあるわけです。

工業調査の対象となるものは概ね次の通りです。

①製造し、これを卸売する事業所②主として他の企業の所有に属する原材料に加工処理を加えて加工賃を受け取る賃加工業（個人家庭消費者の委託によるものは除く）

③各種機械製作修理所は新製品の製造又は加工賃収入が少しであれば調査される。

④製造、加工など二以上の事業所を経営する本社、本店

これらの調査は統計法に定められた指定統計であつて、とり集められた個々の調査票は徴税その他直接申告者に利害関係を生ずるような目的には絶対使用されませんから、安心して事実ありのままを申告して下さい。

家計調査実施

二段抽出法で五〇世帯

市では市民の暮しの実状をくわしく、そして正しく知ることによつて、市民生活の向上をはかり、或は新市の建設計画の策定や、市のさまざまな行政施策の基礎資料として役立てるため、十二月一ケ月間の家計費調査を行うことになりました。

この調査は昭和三十年国勢調査区の中から一〇調査区、五〇世帯を抽出して行われるものです。調査は個々の家計の内容を調査するので調査票は秘密にあつかい徴税その他個々の利害に関係あることがらには絶対使用されませんから、調査の対象となられた方々は安心して、事実ありのままを記入して下さるよう格段の御協力をお願いします。

新市建設計画の調整

新市発展の一体的立場から

市では、昨年六月公布施行された「新市町村建設促進法」に基づく、新市建設計画の調整を行うべく準備をすすめています。

これは本法の前身であるべき町村合併促進法によつて、合併関係町村が、夫々の立場から、合併の暁には実現されることを希望する施設や事業について協議した即ち合併条件によつて策定された、新市町村の建設計画を、新市町村の一体的立場から、しかも健全な市町村の財政計画によつてうらずけられた着実な建設計画のうえに立つて、再検討を加え、真に新地域社会の綜合的な経営、発展策を講じようとする本法の趣旨に基づいて行われるものであります。

計画調整の基本方向としては

①新市の地域的特性を基礎とし、地域全体についての有機的な開発と合理的な経営により、市民の所得水準と文化水準を高めることを基調とする、特徴のある、長期綜合計画とする。

②新市の全住民の福祉が地域的に、或は各業態を通じて相互に均衡を保つて増進され特に中心部と周辺部、商工業関係と農林関係との間の調和と連携がとれた、和と一体的な経営計画とする。

③将来にわたる社会経済の動向を考え、国県の総合開発計画との連けいを保ち、新市における他の事業に関する計画と調節を行つた新市の総合的計画とする。

④市行政と市域内公共的団体、産業経済団体等の諸事業や活動と緊密な連絡が保たれ、各種団体等があげて分担協同し綜合的に新市の全区域の開発に協力できる調整のとれた開発計画とする。

⑤地域の経済力と合併によつて綜合強化された新市の行財政力を最高度に発揮するとともに、これに適した、健全な、そして計画的、重点的行遂ができる最も合理的で効果的な実行計画とする。

以上の計画調整は科学的な基礎調査に基づき新市建設審議会の審議と議会の議決を終て行われるものであり、目下基礎調査が実施されております。この調整が真に新市の発展と市民全体の利益となるものであるように市民の皆様の理解と協力をお願いします。

空気銃所持には許可を

十一月一日から明年三月十五日まで狩猟が解禁されていますが、しかし誰れでも勝手に猟銃や空気銃を所持したりこれを使つて猟ができるというものではありません。狩猟には危険が伴いますのでいろいろの制限があります。

◆空気銃を持つには

空気銃は満十五才以上で警察署の所持許可を受けなければ所持することができません。許可なく持つていると罰せられます。

◆鳥や獣を射つには

空気銃で鳥や獣を射つには所持許可のほか狩猟登録を受けなければなりません。狩猟登録は北秋田林業事務所にある連合猟友会で手続きをとつてくれます。

◆空気銃の使用は

▽家や道路など人の通るところでは射たない

▽見通しのきかない場所では射たない

▽タ[illegible]入れたら引金に気をつける

▽どんな時でも銃口を人に向けてはいけない

▽人目につくところに保管しない

▽狩猟期以外で空気銃を使用するときは公安委員会の指定した射撃場でなければ使用できない

▽空気銃を持ち運びするときは銃袋に入れるか風呂布で包み露出させて持ち歩きはできない

緑川氏に黄綬褒章

去る十一月三日文化の日、内閣賞勲局では、社会福祉、教育、産業、文化など各界の功労者の褒章を行いましたが、県下唯一人の黄綬褒章が、市字三ノ丸、北秋木材株式会社会長緑川賢策氏（[illegible]才）に贈られました。

緑川氏は製材界にあること五〇年この間製材技術の改良規格の統一、販路拡張など木材界に尽された功績によるもの。

石川氏に自治庁長官表彰

自治庁では去る十一月一日町村合併および新市町村建設功労者の表彰を行いましたが本市字長倉・現在秋田県教育委員石川健二郎氏（前市助役）が自治庁長官表彰を受けられました。

統計功績者の

四氏表彰受く

去る十一月十一日秋田市魁新報社講堂で行われた第五回秋田県統計大会の席上、昭和三十一年度統計功績者として当市からは次の方々が表彰を受けました。

▽知事表彰＝竹村逸朗、石戸谷孫右エ門

▽統計協会長表彰＝菅原忠雄、長崎祥悦

成人名簿を確めよう

一月十五日は成人の日、市では例年にならつて祝賀式を行いますが、成人名簿からもれている方がありますと準備その他に支障をきたしますので今年はこのようなことのないようにと、市役所及び各支所に成人名簿を置き成人になられる皆様にもれていないかどうか確認して頂くことになりました。明年一月成人になられる方は、昭和十二年一月十六日から昭和十三年一月十五日までの出生者ですから、該当の方は来る十二月十五日から一月五日までに是非名簿を確認されるよう望んでいます。

異議申立七八件

選挙人名簿の縦覧終る

基本選挙人名簿は、去る十一月五日から十九日まで市役所及び各支所でそれぞれ縦覧に供しましたが、本年は特に協力員の協力を得て、各町内でも見られるようにしたせいか、かつてみられないほど沢山の異議申立がありました。既往三ケ年における異議申立の状況をみますと、昭和三十年に七件、前年は一件もないのに対し、本年は七十八件もの多きに及びました。このことは協力員の積極的な指導援助もさることながら、有権者各位の選挙人名簿に対する理解の進歩を示すもので非常に喜ばしく思います。

選挙人名簿は選挙管理委員会が職権で作るわけでありますが、変転極りない有権者の移動——わけても当市の如く火災復興に伴う移動が頻繁であるのと地域の広大さから限られた期間と労力をもつて調査を行うことは事実上困難であるわけで、洩れや、誤載なども当然予測されるのであります。こうした誤りをなくするため、名簿の調製手続に有権者を参加させること即ち縦覧と異議の申立てがあるわけです。ですから「如何に多くの有権者が名簿を見られたか」ということには重要な意義があるのです。選挙管理委員会では、これらの異議申立の正否を審査決定し所定の手続によつて十二月二十日法的効力を有する名簿として確定されます

—④—　代川，長木川を中心に，概ね平坦にひらけ，その中に多数の聚落が点在している。大館盆地は沖積層の盆地床と洪積層の段丘からなる不等辺三角形の様相を呈し，東西8粁，南北18粁に及んでいる。盆地床は洪積紀の堆積後，河川の浸蝕によつて沖積地をつくつたもので，旧堆積面は犀川，米代川間及び長木川間に段丘を形成している。段丘は60米乃至80米の高度を示し，市の中心聚落もこの段丘に存在している。土壌は，米代川及び長木川の沿岸が砂壌土（細土中粘土含有12.5～25.0％）て，これより遠ざかるにしたがつて粘土分を増し，山寄り地帯においては壌土（同25.0～37.0％）となつており，地味肥沃で農作物の栽培に適する。

区　分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	全年
平均気温(摂氏)	—3·0	—2·4	1·0	7·6	13·5	18·4	22·6	24·6	19·4	12·4	5·7	—0·2	10·0
最高気温平均(〃)	1·4	2·3	5·8	13·7	19·7	23·8	27·4	29·9	24·8	17·9	10·4	3·7	15·1
最低気温平均(〃)	—7·4	—7·2	—3·9	2·1	7·2	12·9	18·0	19·3	13·9	6·8	1·0	—4·1	4.9
最高気温の極(〃)	13·5	11·4	21·0	27·9	32·5	35·5	40·0	38·5	34·9	31·3	25·0	20·0	40·0
最低気温の極(〃)	—22·0	—23·0	—21·7	—12 0	—6·5	2·6	5·7	6·5	1·5	—5·3	—10·0	—18·0	—23·0
平均湿度(%)※	79	78	76	76	80	84	87	85	85	82	79	78	81
平均気圧(MB)※	1017	1016	1017	1015	1012	1009	1009	1010	1013	1017	1018	1017	1014
降水総量(粍)	109·8	89·9	98·7	102·8	104·6	127·3	185·0	180·3	179·4	139·9	156·3	109·7	1583·7
降水日数(日)	20	18	17	12	13	12	14	12	15	16	19	20	187
降水最大日量(粍)	37·0	65·7	68·0	73·3	69·0	88·1	171·0	228·5	114·2	150·3	64·1	94·0	228·5
平均風速(米/秒)※	5·2	4·9	4·7	4·2	3·7	3·1	2·7	2·6	2·8	3·0	4·1	5·1	3·8
最大風速(〃)※	33·4	29·2	27·2	24·8	22·0	21·4	25·1	20·6	25·5	25·2	28·8	28·6	33·4
降雪日数昭30(日)	30	18	13	4	—	—	—	—	—	—	2	14	81
積雪最深(糎)	66	78	67	8	—	—	—	—	—	—	4	34	78
日照時数(時)※	46·6	66·6	129·7	186·1	198·6	198·9	174·5	230·6	170·1	155·5	89·3	42·7	1689·0

本表は累年（大館は明治30年～昭和25年までの54間年，秋田は明治19年～昭和25年までの65ヶ年）の平均値，または極値を示す。※印のものは大館分資料がないので参考まで秋田地方気象台観測値によつたものである。

ジフテリヤに注意

咽頭ヂフテリヤが流行、現在二九人が罹患しており今回のジフテリヤは非常に悪性ですから注意して下さい。

税金の未納は年内になくしましよう。